

公益社団法人越前市シルバー人材センター
ゴールド会員規程

(総 則)

第1条 この規程は、公益社団法人越前市シルバー人材センター（以下「センター」という。）定款第6条第1項に規定する正会員を一般会員とゴールド会員に区分し、ゴールド会員に登録するための必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 ゴールド会員は、センターの正会員のうち、高齢や体力的、健康状態等の理由によりシルバー事業による就業が困難な者が、地域社会と連携を保ちながら、各種ボランティア活動への参加、講習会の受講、趣味の活動及びセンター事業への支援、協力等を通じ生きがいの充実を希望する者に関して必要な事項を定め、当該会員の社会参加活動の推進を図ることを目的とする。

(要 件)

第3条 理事長がゴールド会員として認めるための要件は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 高齢や体力的、健康状態等により就業が困難な者で、かつ会員として継続する意思のある者。ただし、有償ボランティアの活動を除く。
- (2) センターの正会員として継続して3年以上在籍した者。ただし、理事長が特別の理由があると認める場合はこの限りでない。

(登 録)

第4条 ゴールド会員として、目的に賛同し登録しようとする者は、正会員本人より理事長に申出があり、理事長の承認を受けなければならない。

(会 費)

第5条 ゴールド会員の会費は、正会員会費規程の規定によるものとする。

(ゴールド会員の権利義務)

第6条 ゴールド会員は、次に掲げる権利義務を有し、センター発展を支援し、その運営に積極的に協力するものとする。

- (1) 定時総会及び臨時総会の出席と議決権
- (2) 就業活動以外の各種センター事業への参加
- (3) センターから要請された活動の協力
- (4) 会費の納付

(傷害保険)

第7条 ゴールド会員の活動に対しては、「ボランティア活動保険」により補償されるものとする。

2 傷害者又は共同で活動する者は、事故後遅延なくその内容をセンターに届け出て、指示に従わなければならない。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会で定める。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。